

難易度 A

平成 24 年 1 月実施過去問（学科）

1. ライフプランニングと資金計画

問題32

国民年金の保険料免除期間を有する者は、当該期間に係る保険料について、厚生労働大臣の承認を受けることにより、その承認の日の属する月前（ ）以内の期間に係るものに限り、追納することができる。

- 1) 2年 2) 5年 3) 10年

解答：3

解説

国民年金保険料の時効は2年ですが、免除や猶予期間の保険料については10年遡って納付することができます。

『FP 技能士3級 合格教本』49 ページ「●国民年金保険料の免除と猶予」表参照

問題 35

公的介護保険による保険給付の対象となるサービスを受けた者は、原則として、そのサービスに要した費用（食費、居住費等を除く）の（ ）を負担する。

- 1) 1割 2) 2割 3) 3割

解答：1

解説

自己負担割合は原則1割です。なお、食費や居住費などは、介護サービスを受ける受けないにかかわらず必要となる費用なので、公的介護保険からの給付はなく、全額自己負担となります。

『FP 技能士3級 合格教本』44 ページ「●介護保険」表参照

2. リスク管理

問題38

生命保険の契約者が保険会社に払い込む保険料は、主として将来の保険金を支払うための財源となる（①）と、保険会社が保険契約を維持・管理していくための必要経費に充当される（②）とに大別できる。

- 1) ① 標準保険料 ② 事業保険料
- 2) ① 純保険料 ② 付加保険料
- 3) ① 死亡保険料 ② 費用保険料

解答：2

解説

保険料は、「純保険料」と「付加保険料」に大別することができます。

純保険料は主として将来の保険金を支払うための財源に、付加保険料は、保険会社の諸経費に充当されます。

『FP技能士3級 合格教本』88ページ「●保険料の構成」参照

問題7

通減定期保険では、保険期間の経過に従って、保険金の額が通減する。（○・×）

解答：○

解説

通減定期保険の「通減」は、「徐々に減る」という意味なので、保険期間の経過に従って、保険金の額が徐々に減ることになります。

通増定期保険の「通増」は、「徐々に増える」という意味なので、保険期間の経過に従って、保険金の額が徐々に増えることになります。

なお、どちらも、保険料は増減せず、一定です。

『FP技能士3級 合格教本』99ページ「●通減（通増）定期保険、収入保障保険、総合福祉定期保険」表参照

3. 金融資産運用

問題44

債券の信用格付とは、格付機関（信用格付業者）が、債券や債券の発行体の信用評価の結果を記号等で示したものであり、一般に、（ ）以上の格付が付されていれば、投資適格債券とされる。

- 1) トリプルB (BBB/Baa)
- 2) トリプルC (CCC/Caa)
- 3) ダブルC (CC/Ca)

解答：1

解説

トリプルB格以上の債券を投資適格債、ダブルB格以下の債券を投機的債券（ジャンク債）といいます。

『FP技能士3級 合格教本』155ページ「6 債券投資のリスク」(2) 参照

問題14

為替市場全体の動向として、米ドルを売って日本円を買う取引が増加すると、円高・米ドル安の要因となる。(○・×)

解答：○

解説

日本円を買う取引が増加 → 円の需要が増大する → 円の価値が高まるので円高に
逆に円を売って米ドルを買う取引が増加すると、円の価値が下がるので円安になります。

4. タックスプランニング

問題46

税金を負担する者（担税者）と納税義務を有する者（納税義務者）が異なることを想定している税を間接税といい、間接税の例として、（ ）が挙げられる。

- 1) 所得税 2) 相続税 3) 消費税

解答：3

解説

「担税者＝納税者」・・・ 直接税 所得税・法人税・相続税・住民税など

「担税者≠納税者」・・・ 間接税 消費税・酒税など

『FP技能士3級 合格教本』194ページ「2 税金の分類」5行目参照

問題16

所得税法において、相続、遺贈または個人からの贈与により取得するものは、非課税所得とされる。（○・×）

解答：○

解説

相続や遺贈（遺言で贈与）により取得した金品は相続税、個人からの贈与により取得した金品は贈与税の課税対象となるので、所得税は非課税になります。

5. 不動産

問題51

投資総額 1 億円で賃貸用不動産を購入した。当該賃貸用不動産における年間収入の合計額が 1,200 万円、年間実質費用の合計額が 400 万円であった場合、この投資の純利回り（NOI 利回り）は、（ ）である。

- 1) 4% 2) 8% 3) 16%

解答：2

解説

純利回りは、「純利益／投資総額×100」で算出するので、
 $(1,200\text{万円} - 400\text{万円}) / 1\text{億円} \times 100 = 8\%$ となります。

6. 相続・事業承継

問題60

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度の適用を受ける場合、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成23年のみである者の非課税限度額は、（ ）である。

- 1) 500万円 2) 1,000万円 3) 1,500万円

解答：2

解説

本問では、平成23年に贈与を受けているので、非課税限度額は1,000万円となります。

『FP技能士3級 合格教本』353ページ (5) 参照